近藤治著
インド史研究序説

三田昌彦

インド史研究は近年とみに進展してきているにもかかわらず、他地域の歴史研究者から、インド史はわからないと言われることが極めて多い。一つには、他地域の研究者との積極的な相互理解を怠ってきた、われわれインド史研究者の怠慢であるという側面は拭えないように思われる。そのような中、著者の近藤治氏は、當時日本の歴史學の共通概念體系であったと言いうる史的唯物論に基づいた論考を世に問われ、インド史の側から世界史の社會構成體的發展の論爭に積極的に參加されていった數少ないインド史研究者のひとりである。著者にはムガル朝史に關する數多くの實證研究もあるが、本書に收められている論文、とりわけ前近代史に關するものは、いずれも上記のような理論的研究であると同時に海外のインド史の研究成果の紹介をも兼ね備えており、他地域の研究者、とりわけマルクス主義史家には、インド史研究の成果として多大な影響を與えてきたと思われる。

本書に收められている論文の多くは七〇年代に書かれたものであるため、著者自身、その見解も變わってきていると述べているが、「あとがき」によれば內容の改變はしなかったとされている。そこで以下の通り、本書の構成を提示するに際し、初出の年代を加えておくことにした。

第一部　インド封建制論
第一章　植民地前インドの社會構成（一九七六年）
第二章　インドの社會構成史上における封建制（一九七六―七七年）
第三章　インド封建制成立をめぐる二、三の問題（一九七九年）
第二部　近世インド社會論
第四章　植民地前インドの社會構成再論（一九八四年）
第五章　インド史における十八世紀（一九七八年）
第六章　近世インドとイギリス（一九八八年）
第三部　近代インド社會論
第七章　インド資本主義形成の特質（一九七二年）
第八章　インド國民會議成立の歴史的前提（一九六五年）
第九章　インド國民會議派と民族ブルジョアジー（一九六五年）

すでに述べたように、本書の各章はもともと獨立した論考であるので、本書の內容を紹介するにあたって、以下の通り各章ごとにその要旨を述べていくことにする。

第一章では、インドの近代史・資本主義萌芽を理解する上でも鍵となるのが「植民地前インドの社會構成の總體的理解、つまりインド史における封建制把握の在り方」（二二頁）であるとして、その構成體的特質と發展段階を提示している。植民地前インドの社會構成は、小農民經營に支えられた集權的な構成をとるアジア的封建制であり、アジア的共同體→古代專制國家→アジア的封建制といった前近代アジア共通の社會構成體的展開をたどった。アジア的封建制の特徴は中央集權的志向性、王にいきつく上位者への身分的依存關

係、身分制や土地所有の重層的階層性の極度の發達、「公民」イデオロギーの存在など、先行する古代專制國家の色濃い殘映をとどめる。インド史においては、マウリヤ朝が古代專制國家段階の典型であり、以後徐々にアジア的封建制へと移行していく。ムガル帝國に代表されるような集權的形態が極度に發達する十六世紀前半以降は後期封建制として區分されてインド史上の近世時代と稱し、それ以前の前期封建制ではムスリム政權成立の十三世紀初頭をもってさらに二つに再區分されている。

第二章では、本章の論文が書かれた一九七〇年代のインド共產黨の提示した變革課題、すなわちインド社會に殘存するとされる前資本制的社會關係の克服に呼應して、そうした社會關係の歷史的究明の足がかりとして、主に近年のマルクス主義史家の研究動向を紹介しつつ、インド封建制の成立過程を中心に筆者の見解が述べられる。インドの封建制は古代專制國家を歷史的前提としており、その點で他のアジア諸地域と共通していることから、西歐とは異なるアジア的封建制と稱される。そしてインドにおける封建制への移行をグプタ朝崩壞後の六世紀以降とし、その具體的諸相として、シュードラの農民化に暗示されるアジア的共同體から小經營農民の自立化と、それを前提とした共同體の再編（中世村落共同體の成立）、共同體首長や官僚・軍人の封建領主化の結果である地方支配者層サーマンタの出現、古代的身分制であるヴァルナ制から中世的身分制であるジャーティ體制への移行が指摘される。封建制の諸段階は第一章と同じだが、本章ではその諸段階を劃する指標として、小經營の進展度と國家的封建的所有に對する私的封建的所有の優越化の進展度を指摘している。なお、第一章の「アジア的共同體→古代專制國家」をひと括りにし、「アジア的社會構成體」段階と稱して修正している。

第三章は、第二章への田中收氏の批判に對する回答であり、その回答內容は第一・二章とほとんど同じである。佛教を古代的思惟とする田中氏の見解には留保しており、ヴァルナ體制からジャーティ體制への移行は連續か斷絕かという質問に對しては、ジャーティの成立以後も、ヴァルナ體制がそれに覆いかぶさって存續すると回答している。またアジア的生產樣式から封建制に移行する際、論理上、奴隸制段階を經なければならないとする田中氏の見解に對しては、奴隸制段階を否定する近年のインド古代史研究の動向をもって反對し、奴隸制を經由しない封建制への移行を前章同樣提示している。

第四章は、一九八三年デリーで開かれたセミナーでのハビーブ、メイヤー、アラヴィーによる、植民地前インド、とりわけムガル期の社會構成に關する報告の紹介に重點が置かれている。ハビーブは、集權化が進むムスリム政權成立以後は「封建制」ではなく「中世インド經濟」とでも呼ぶべきものであり、支配階級の支配は土地に基づく農奴制的支配ではなく、農民全般に對する各種の上級權者のもつ權限に由來していて、「地主」である國家が「村落共同體」をまるごと支配する體制であるため、個別的な支配—從屬形態が卓越することはなかったとする。メイヤーもこの時代の社會を西歐と同じ封建制概念で捉えることには反對で、北インドでは國家によって一定期間の收租權を認められる官僚と土地保有農民、および兩者の中間に存在し各種權能をもつザミーンダールで構成される「ムガル生產樣式」、南インドでは賣買・入質可能な私的土地所有を實現

している支配階級とそのもとで奴隷・農業傭人・小作人といった直接生産者で構成される「ミラーシー生産様式」が存在したことを指摘する。アラヴィーは西歐封建制との差異は認めつつも、不自由勞働、經濟外的強制、政治と經濟の融合ならびに權力の地方的分散構造、村落の「生存」型經濟、單純再生産といった五つの封建的生産様式の指標を擧げて、ムガル期インドをこれに當てはまるとする一方、この時代に都市化の進展、地租錢納制と結びついた市場經濟が發達していたとしている。著者は報告内容に踏み込む批判は行なわないが、アラヴィーの見解をムガル期=後期封建制・絶對主義國家と理解して、彼の見解に共感を示している。

第五章では、十八世紀インドを傳統的社會と植民地社會との接點になる時代として、この時代への從來のアプローチを、植民地的アプローチ、「後期ムガル期」的把握、發展段階論的把握の三つに分類して紹介し、今後の研究課題を四つに分けて提示する。(1)農村社會の變容としては、十八世紀の政治的分裂化の過程で階級構造、生産・流通機構はどのように變化していったのか、地方史レベルで實證的に究明しなければならない。(2)商工業の問題としては、ヨーロッパ市場との交易關係はもちろん、それとインドの國内市場の形成や地方的市場圏との有機的關係を解明すべき。(3)都市と交通の問題としては、都市と農村、都市の階層構成など社會經濟史的分析はもとより、歴史地理學的考察や社會史的視點の導入も必要。(4)民衆運動と思想狀況としては、十七世紀後半以來の反亂や暴動を、支配者間の分裂抗爭に見えるものも含めて、民衆運動という視點から捉え直すこと、イスラム教再興を訴える指導者とムスリム民衆との關係やスーフィーなどの諸活動を究明していくことの必要性を訴えている。

第六章では、ムガル朝時代の價格變動を主要な對象として、近世のインド・イギリス關係がいかなる諸段階の展開として把握できるかを論じている。ハビーブ、チョードリは、十七世紀インドの價格上昇の原因を新大陸銀流入に求めるが、ブレニヒはこの價格上昇を國内經濟の活潑化と見る。著者は、銀流入のインドへの影響如何を考える場合、この時代のインドが資本主義世界經濟への包攝過程の諸段階のうち、なお外部世界段階であるとするウォーラーステインの指摘を考慮に入れなければならないとし、近世英印關係を植民地化への長期的展望の中で考える際に、世界システム論はきわめて有效な見方であると述べている。

第七章では、植民地前インドにおいてすでに資本主義萌芽が發生していたが、英植民地支配がその形成過程を妨害したという、インド、ソ連、日本におけるインド史研究の共通理解を踏まえて、一八五一年から一九四七年までの民族資本の成長過程を五つの時期に分けて概觀し、植民地インドにおける資本主義形成の特質が述べられる。著者によれば、自生的な資本主義發展を阻害された植民地インドの本源的蓄積過程は、植民地政府の土地政策によって生産手段からの勞働力の分離は進行しながら、蓄積資本の多くが本國イギリスに流れる植民地的構造とイギリスのインド工業抑制政策のために、分離した勞働力が資本と再結合することなく、大部分は植民地政府によって封建的諸特權を容認された地主層の農業勞働力として吸收される、半封建的植民地社會としての特質をもっていた。こうした條件のもとで十九世紀後半に登場してきた工業部門の民族資本は、基幹産業部門をイギリスに握られていたなかで、綿工業など輕工業

部門でまず形成され、イギリスよりも技術的編成において不利な條件を低賃金勞働で對抗して發展していく。しかしそれはイギリスへの金融的從屬、技術的從屬など英帝國主義支配のもとで進行したため、それが一時的に弛緩する兩大戰期に大きな發展を見せる一方、重化學・機械・動力源などの工業部門を缺いたまま、偏面的奇形的な發展をとっていく。こうした植民地支配下でもっとも嚴しい收奪を受けたプロレタリアートは、上記の源蓄の特殊性に規定されてその成長が不十分であり、代わって帝國主義との矛盾を抱えたブルジョアジーが民族運動の指導權を握ることになる、とされる。

第八章では、民族運動の指導權を掌握していたインド國民會議成立の歴史的背景について二つの側面が存在することが指摘され、國民會議の政治的性格の二重性が示される。歴史的背景の一つは一八七〇年代以降帝國主義へと移行したイギリスが、その體制的支柱であるインドの植民地支配を強化するなかで、同じころ反英民族運動の指導層として政治的影響力を強めてきた「中間層」（官吏・法律家など知識人層）を民衆から切り離し、支配體制側に組織しようとして成立したのが國民會議であったということ。しかし一方で、「中間層」はすでに各地で社會改革・反英運動のための組織をつくり活動をはじめており、統一インドの自由を獲得しようと全國的組織の結成に向けて準備が進められていた。これが國民會議の成立のもう一つの背景である。こうした成立事情の二側面が、また「中間層」の社會的基盤が地主・商人層であったことが、一方で反英民族運動の政治組織として成長していきながら、帝國主義との妥協性をも示す國民會議の二重的性格を説明する、とされる。

第九章では、國民會議派と民族ブルジョアジーがいつから結び附き、後者の性格が會議派の運動にどのような影を落としたのかが論じられる。國民會議は、成立當初は知識人を中心とする中間層が主導權を握り、地主・商業資本を代表していたが、一九〇五年ベンガル分割令段階になると、國内市場をめぐってイギリスと對立するようになってきたインド・ブルジョアジーが國民會議の運動に參畫するようになり、兩大戰間期にこれを自己のヘゲモニー下におくようになったとされる。著者は、インド・ブルジョアジーの特色として、買辨的な性格が強く地主との結びつきも強いため、民衆的な反帝運動にも反封建の民主化運動にも消極的であるとし、インド・ブルジョアジーを反帝として高く評價する一九五〇年代ソ連の主張を批判している。

以下に評者の氣づいた諸點について論評していくことになるが、それはもっぱら氏の前近代インド社會論に限定する。近代史に關する批評は、古代史を專門とする評者の能力をはるかに越えるということがまずあるが、それ以上に、以下のような理由が擧げられる。(1)前近代社會論は著者の研究のうち、比較的近年のものであること。(2)著者自身が、植民地前社會、とりわけインド封建制のあり方がインド史全體の理解を決する重大な問題であると考えていること（二二頁）。(3)「あとがき」にあるように、著者は本書の編集段階においてもアジア的生産樣式の有效性を主張しており、少なくとも前近代の社會構成體論に關しては、著者は本書の見解を、現在もなお堅持しているように思われること。(4)現在の著者の專門がムガル時代史研究であること。以上の諸點から、インド植民地前社會の特質とその歴史的形成・展開過程の把握が、著者のインド史像の中核

を構成していると考えてよいように思われる。そして、その植民地前インド社會の構成體的特質が「アジア的封建制」という概念によって表現されている。そこでここでは、著者の言う「アジア的封建制」がインド史の歴史具體的現象をどれほど説明できるのか、この點を中心に檢討することで本書の書評とさせていただきたい。

繰り返しになるが、著者はアジアの諸社會の歴史も、小農民經營の自立化などの諸點でやはり封建制を經過するが、しかしそれは地方分權制を特徴とする西歐の封建制では捉えきれないとする。それは「中央集權的志向性、王にいきつく上位者への身分的依存關係、身分制や土地所有の重層的階層性の極度の發達、王に仕える民としての「公民」イデオロギーの存在など」、國家的集中度の強い封建制であり、その一方で「封建的土地所有者と小經營農民雙方の脆弱・不安定性」といった特質をもつ。これらの諸特質は先行時代に、アジア的生産樣式に基礎を置いた古代專制國家を有するアジア諸社會固有の特質であり、それはまた「封建制成立における國家的集中の強固さ、ならびに共同體的およびカースト・宗族的結合の強固さが認められたことを意味する」、とされている（以上當該段落の引用は全て本書二四頁より）。

以上が著者のアジア的封建制の基本的な骨格と思われるが、このような、アジア社會における封建制の特質を國家的集權的志向の強さに求める考え方、しかもその要因を先行する古代專制國家の存在に託する發想は、著者の引用する日本史研究者たちの（かつてのと言うべきか）考える日本ないしアジアの中世社會像と變わるところはない。つまり著者は、インド前近代の國家・社會の形態およびその歴史過程は、本質的に日本と同一であること、しかし西歐とは、とりわけその國家的集中といった政治形態において、全く異なるものと考えている。このようなアジア的封建制概念は、あるいは日本史には當てはまるのかもしれないが、果たしてインドについてはどうなのだろうか。

アジア的封建制の核とも言えるその集權的特性は、具體的にはインド史のどの事象に認められるのであろうか。著者は、吉田晶氏、井上寛司氏ら日本史研究者たちの言うアジア的封建制の諸特徴を、「インド『中世』、少なくともムスリム支配期以後において見出すことは決して困難ではない」（一二頁）としており、とりわけムガル時代はインド封建制において集權的形態が極度に發達した「近世時代」であるとしている。インドにおいてアジア的封建制の特徴がもっとも顯著にあらわれるのが、著者の專門の時代でもあるムガル時代であると理解して差し支えなかろう。

さてムガル朝は確かに一般に、インド前近代史において卓越した中央集權體制をとったと考えられている。著者も指摘する全國的土地丈量や、それによって實現する皇帝を頂點とする一種の官僚制（マンサブダーリー制）、それに伴って支給されるジャーギール地の頻繁な所換えなど、ムガル體制に、貴族層の皇帝權力への依存性と皇帝への權力集中を認めることは、あるいは妥當な理解かもしれない。しかしそれが著者の言う「アジア的封建制」だとすれば、その集權性の淵源は、著者がインド古代專制國家の典型と言うマウリヤ朝時代にまで辿られねばならない。問題は、古代から中世への移行期における領主權力の成長を、いかに理解するかという點に關わってくる。

著者によれば中世封建制の開始期はグプタ朝崩壞後、六世紀以降

ということである（五九頁）。この時期のもっとも重要な勢力とされているのは、「サーマンタなる稱號を有した王に臣從する地方的支配者層」であり、「支配地域内から租税を徴收してその一部を國家に納める一種の領主的存在」とされている（五五頁）。そして、これら「新しく登場した支配者層の私的封建的土地所有」は、國王直轄地に基礎を置く「國家的封建的土地所有と一定の矛盾關係を保ちつつもこれと從屬的に結合して實現されていった」のであり、「したがって彼らの封建領主的成長は典型的なヨーロッパ的展開の道をたどらなかった」（五六頁）として、その國家的從屬性・依存性の強さを指摘している。しかしサーマンタに關するこうした理解には、多少とも疑義を挾む必要がある。

「サーマンタ」（sāmanta）という語が、王朝に從屬する地方支配者を意味する言葉として史料に現れてくるのは、著者も指摘する通りだいたいグプタ朝の衰退期である。グプタ朝以後、インド亞大陸に割據する獨立王朝は十二世紀に至るまでその數を增していき、群雄割據の狀態がむしろ常態となるが、それぞれの群雄はいくつものサーマンタを内部に抱えていた、あるいはこれらサーマンタたちによって各王朝の勢力が構成されていたと考えてよい。このサーマンタと稱される地方支配者たちは、王國レベルの所領をもつ者から一村ないし數村しかもたない者まで實にさまざまであり（通常は比較的大規模な者を指す場合が多い）、また王の官吏であったり自立的な地方支配者であったり、また後者の場合でも貢納義務があったりなかったりと、王に對する從屬度もさまざまであった。極めて緩い從屬度のサーマンタは、ほとんど同盟諸國と變わるところがない。また比較的規模の大きい所領をもつサーマンタの場合は、領内にまで王の命令が及ぶことはなく、ほぼ完全な統治權を認められているのが普通である。このように中世初期、とりわけ八・九～十二世紀のインドは多くの王朝が入り亂れていただけでなく、その各王朝權力の構成も極めて緩やかな統合體を構成していたと考えられる。[1]

さて中世移行期の政治的統合體ないし國家がこのようなものであるとすれば、それは著者の言う國家的集中度の高い封建制とは相容れないのではなかろうか。むしろ現象的には、比較的國王權力の弱い時期の西歐中世の政治システムに近いとさえ言える。

著者はこうしたサーマンタの形成を「私的封建的所有」の實現と理解して、その形成において、(1)中央政府に從屬していた共同體首長の封建領主への轉化、(2)國家官僚の封建領主への轉化という二系列を考え、しかもその形成過程における國家への依存度の高さ（それゆえにアジアの中世は中央集權的な封建社會を形成するということだが）を強調している。しかし實際にはサーマンタの直接の前身がこの二つに限られるわけではなく、特にサーマンタのうちでも有力なものは、もともと獨立王朝であったことは指摘しておかねばなるまい。征服された王朝は多くの場合取りつぶされることなく、征服王朝への臣從を約束し、さらに場合によっては貢納を差し出す條件で、自己の領土を安堵されていた。このようにサーマンタの中には、本來、中央の王朝權力から自立した權力を構成していたものも多く存在していたと考えるべきで、「國家」すなわち中央權力への依存ないし「よりかかり」（二四頁）を通さないと「領主」化しないとする理由は評者には見あたらない。

この點と關連して、著者はインド封建制の展開を「國家的封建的

所有」と「私的封建的所有」の對抗の歴史と捉え、後者が前者に依存しつつも前者を徐々に凌駕していく過程だと理解しているが、そもそもここで言う「國家」とは何を指すのかが問題となる。概説書などにおいては、サーマンタを構成要素に含む政治的構成體を「國家」（state）と呼ぶことが多く、著者もまたそう考えているようであるが、すでに指摘したとおり、中世初期のシステムにおいては大規模なサーマンタの自立性が際立っており、中には同盟王朝と言うべきものまで含まれている。こうした自立性に焦點をおけば、各サーマンタを「國家」と捉えることも可能であり、それを取り込む「宗主」王朝の勢力を「國家」連合と考えることもできる。この時代の獨立王朝の王の稱號とされるマハーラージャーディラージャ（mahārājadhirāja 諸大王の王）という語に示されるように、當時の獨立王朝は、いくつもの王國ないし王權を配下に從えた王權として、自己の權力を理解している。このように中世初期のインドの諸王朝は「國家」の措定自體が極めて難しいような政治的構成をとっていたのであり、「國家的封建的所有」と「私的封建的所有」の對抗という圖式そのものがどれほど意味があるのか疑問である。とくに自立性の高いサーマンタに關しては、この圖式は意味を爲さないのではなかろうか。

著者のようなアジア的封建制理解は、日本のように天皇制・律令官制が、名目的・形式的ではあれ、中世に至ってもなお存續するところならば、(2) あるいは有效かもしれないが、基本的に群雄割據が常態であり、サーマンタ・システムをとっていたインド中世初期において、このような持續性のある中央集權的・國家的枠組が存在したと想定するのは困難である。したがって十六・十七世紀のムガル集權體制の淵源を古代にまでたどるのは、無理と言うべきであろう。そもそも、マウリヤ朝やグプタ朝など、インドの古代國家自體が、日本の古代國家とは大きく異なる構造的特質を有していたのではなかろうか。

また著者はアジアの封建制の特徴として、「國王を頂點とし最下層に不可觸民を生み出していく身分制の極度の發達」を擧げている（一二頁）。その内容についてはほとんど説明がないが、文脈上、こうした特質をもつ身分制が、インド中世社會の集權的國家的とされる構成を、制度的・イデオロギー的に支えるものとして位置づけられているのは明らかである。

しかし、インドにおいては一體何がこの身分制なのであろうか。意外なことにその事例紹介あるいは具體的説明がない。最下層を「不可觸民」としている點や、インドにおける「中世的身分制」を論じている部分から（五六―五七頁）、いわゆる「ジャーティ」（カースト）制を指しているとも考えられるが、この「中世的身分制」を論じているところでは、著者はそのヒエラルキーの頂點を占めるのは國王ではなくバラモンだとしている。このように著者の言う「アジア的封建制」の諸特質は、その歴史具體的説明に缺けていたり、歴史事象から乖離していたりするものが多い。すでに擧げた「王に仕える民としての『公民』イデオロギーの存在」も同樣である。

さて、評者もインド中世において身分制を考えるとすれば、やはりヴァルナ・ジャーティ制とも稱されるカースト集團の身分秩序を措いて他にないように思われる。著者の問題提起に戻せば、問題はこのカースト的秩序が集權的國家を支える國家的身分秩序か否かと

いうことになるが、王權ないし國家によって維持・介入されるとはいえ、國家によって國家統合のために創出・編成されたものではない。そのため、確かにカースト的身分秩序にはヒエラルキー構造の「極度の發達」が見られるとはいえ、そのヒエラルキーは國家毎に國王を中心として構成されているわけではなく、王國領域を超えて、あるいは國家領域とは無關係に存在・機能している。しかし、それはインド社會に廣く普及した社會集團の秩序であるがゆえに、王朝權力はこれを維持することに努めるのではなかろうか。このようなカースト制のあり方には、とりたてて中央集權的・國家的要素を認めることはできないように思われる。

以上、いずれの點においても、インド中世の國家的特質を特に言わねばならないような要素は認められない。したがって、中央集權的システムをとるムガル帝國でさえも、「『公民』イデオロギー」や、それに基づく國家的な身分秩序（カースト制以外の）があったとは、評者には考えられない。しかもその集權體制は、すでに述べたように「古代專制國家」からの遺産の上にうち立てられたものではない。とすれば、インド史上最も集權性を高めたとも言われるムガルの國家システムでさえ、著者の言う「アジア的封建制」とは異なるシステムであることになり、したがって、インドのいかなる時代においても「アジア的封建制」が認め難いことになるのである。

さて、本書全體の構想は、現代インドに至るインド史全體の理解をめざした非常にスケールの大きなものである。著者は、インドの前資本制的諸關係が植民地時代も獨立後も克服されず、現在もなおインドの變革課題であると理解して（六三―六四頁）、前近代の社會構成體史の考察に向かう。著者によれば、インドの歴史的展開の特質は、他のアジア諸國と同様、先行する社會構成體が遺制として滯留していくことにこそ求められるとし、初發の段階を規定するアジア的生産様式の理解が、封建制のアジア的特質だけでなく、その後の諸段階をへた現代の構成體的特質の理解にかかわってくる。このような意味で理解されるアジア的生産様式は、決してインドの歴史家たちが批判してきたような停滯論にはならないことが強調される（二七―二八頁）。

確かに著者の言うように現在でもインドはなお克服しなければならない、數々の變革すべき諸問題を社會の中に抱えており、歴史學はこうした問題に答えていくべきだとする著者の見解は正當であろう。しかし、それを「アジア的」という、それ自體實體の不明瞭な、十九世紀西歐の觀念上の産物とまで言われる概念で簡單に括ってしまってよいものであろうか、また、そのような言葉を出發點にして現在のインドの抱える問題を考えてよいものであろうか。

アジア的生産様式の問題性は、著者が克服したとしている「アジア」＝「停滯」にのみあるのではない。そもそも、インドを含むさまざまな諸地域・文化圏から成る「アジア」に、古代から一貫した共通の構造的特質が存在すると、アプリオリに考えること自體が、アジア各地の歴史の認識をゆがめている可能性は否定できない。もとより著者は日本・中國・インドの「封建制」が同じであるとは考えていない。にもかかわらず、この三者を國家的・集權的な「アジア」の名のもとにくくる積極的理由は一體どこにあるのか。少なくとも本書出版にあたっては、著者は以上のようなオリエンタリズム批判を十分想定しえたはずであるが、それに對する著者のコメントは本書からは見い出しがたい。「あとがき」にあるように、「この

封建制に先行する古代社會の主要な生産様式として、アジア的生産様式を構想するのがなお歴史學的有效性を失ってはいないのではないか」（二四六頁）と、今なお言うのであれば、著者はオリエンタリズムのもつ負の側面を補って餘りある利點・有效性が、今なお「アジア」という言葉の中にあることを説明しなければならないであろう。

古代から近代までのインドの社會構成體的展開を論じた研究者は、著者と辛島昇氏ぐらいであり、[3] まだなお唯物史觀が十分活力をもっていたと思われる一九七〇年代においては、著者だけであったと言ってよいように思われる。また、評者が以上指摘してきた批判點の中には、現時點だからこそ言いうるというものも少なくない。そうしたことを考えれば、インド史全體を「アジア」史の理論的枠組で統一的に理解しようとした、著者の大膽な試みは、當時においては他のアジア諸地域の歴史研究との貴重な架け橋となったのは間違いなく、著者の研究の意義は極めて大きいと言わねばならない。しかし現在においても著者の枠組は他地域との比較の指標となりうるであろうか。それだけに、やはり現段階での著者の見解が十分開示されなかったのは悔やまれる。

あるいは著者の論理、眞意に對して多くの錯誤を犯しているのではないかと恐れるが、それについては氏の忌憚のないご叱正を心からお願いする次第である。

註

（1） サーマンタおよびサーマンタ・システムの具體像に關しては、特に B.N.S. Yadava, *Society and Culture in Northern India in the Twelfth Century* (Allahabad, 1973), Ch. 3; R. Inden, "Hierarchies of kings in early medieval India" (*Contributions to Indian Sociology* (N.S.), 15 (1981), pp. 99–125); C. Talbot, "Political intermediaries in Kakatiya Anbhra, 1175–1325" (*The Indian Economic and Social History Review*, 31 (1994), pp. 261–289) を參照のこと。

（2） 例えば、水林彪「幕藩體制における公儀と朝廷」（『日本の社會史　第三巻　權威と支配』岩波書店、一九八七年、所收）。

（3） 辛島氏も著者と非常に近い考え方をもっているようである。氏は、南インドではチョーラ朝の崩壊後十三世紀から十五世紀にかけて封建制へと移行していくが、ようやく十六世紀になってナーヤカと稱する領主層の支配が明確になり、本格的な封建制段階に至ると考えている。辛島氏も西歐の封建制との違いとして、ナーヤカに對する國家の統制力を強調しており、これを「國家的封建制」(state feudalism) と呼んで日本近世の幕藩體制との類似性を指摘している。N. Karashima, *Towards a New Formation: South Indian Society under Vijayanagar Rule*, OUP, New Delhi, 1992, pp. 6–9.

一九九六年六月　京都　世界思想社
A5判　二五六頁　三八〇〇圓